

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 21 条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報の公表については、以下のとおりです。

1 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 単位: %

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	伸び率 (R4-R1)	公表 年月
管理職割合	15.4	19.1	22.6	26.4	11.0	5年 2月
部局長・次長相当職	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
課長相当職	18.2	22.5	26.1	31.1	12.9	
課長補佐相当職	60.0	54.2	50.0	46.9	△ 13.1	
係長相当職	37.2	41.9	47.1	47.1	9.9	

2 職員(管理職以外)の一月当たりの平均超過勤務時間 単位: 時間/月

項目	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	目標		公表 年月
					数値	年度	
常勤職員の月平均超過勤務時間数	13.4 時間	15.8 時間	12.8 時間	11.7 時間	10時間 以下	令和 6年度	5年 2月
常勤職員の月平均30時間以上超過勤務を行う職員の割合	12.0%	15.5%	11.1%	9.9%	10% 以下	令和 6年度	

- ・一年間分の超過勤務時間の一人当たり・一月当たりの平均値。
- ・再任用・任期付短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員・非常勤職員を除く。
- ・時間外勤務手当等が支給されていない職員は対象外。